

国が作成したポリファーマシー対策資料の指針の普及・浸透を図るため、医師、薬剤師、看護師等の多職種を対象とした研修会を開催し、処方適正化アプローチの取組事例等の講演を実施。

<令和元年度>

9月6日開催、参加者223名

<令和2年度>

11月14日開催、参加者260名

<令和3年度>

11月27日開催、参加者265名

<令和4年度>

12月3日開催、参加者184名

※ 医師に加え、病院薬剤師、薬局薬剤師
双方の立場から研修を実施。

【令和4年度：参加職種の内訳】

第 1 部	14:35～15:20 「ポリファーマシー対策を 実践するには」
	 医師 小島 太郎 氏 <small>東京大学大学院医学系研究科加齢医学講座老化制御学 講師 東京大学医学部附属病院老年病科 外来診療担当副科長</small>
第 2 部	北九州市八幡エリアの取組～病院薬剤師、薬局薬剤師の立場から～ 15:30～16:15 「多職種連携による ポリファーマシー対策」
	 病院薬剤師 吉国 健司 氏 <small>独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）九州病院 薬剤部 副薬剤部長</small>
	16:15～17:00 「薬物動態を踏まえた ポリファーマシー対策」
	 薬局薬剤師 有吉 俊二 氏 <small>有限会社三喜薬局 管理薬剤師</small>

職種	人数	割合
薬剤師（薬局）	109	59.2%
薬剤師（医療機関）	59	32.1%
薬剤師（その他）	6	3.2%
医師	7	3.8%
その他（大学教員）	1	0.5%
その他（保健師）	1	0.5%
その他（登録販売者）	1	0.5%

福岡県における取組（病院実態調査事業）

R4年度（一社）福岡県病院薬剤師会に委託し、病院におけるポリファーマシー対策に係る実態調査を実施。

《目的》

- ・ 処方適正化への認識や取組状況、ノウハウ等について実態を把握する。
- ・ 処方適正化に取り組んでいない施設が今後取り組むに当たっての課題を把握する。
- ・ 取組実施・未実施施設の比較分析を行うことにより県の施策実施に向けての課題を明らかにする。

《調査方法》

- 書面調査： 県内全病院456施設に依頼文送付
Googleフォームによる調査により181施設から有効な回答あり(39.7%)
- 実地調査： 書面調査後に、先進的な取組を実施している4施設に対して実施
 - ・ 社会医療法人 原土井病院(476病床、薬剤師14人)
 - ・ 特定医療法人 社団 三光会 誠愛リハビリテーション病院(206病床、薬剤師3人)
 - ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO) 九州病院(575病床、薬剤師29人)
 - ※ 1施設は希望により施設名非公表
 - ※ 薬剤師数は令和3年度時点

《調査報告書の結論(抜粋)》

- ポリファーマシー対策をさらに推進するために重要なこと
 - ・ 病棟における薬剤師業務の充実化を図ること
 - ・ 実施施設におけるノウハウ(各種ツールの活用方法、院外施設との連携方法等)を共有し、ポリファーマシー対策の効率化と質向上を図ること、及びその有用性に関するエビデンスを構築していくこと

福岡県における取組（処方適正化アプローチ事業）

協力医療機関等において、東大病院で実施している「持参薬評価テンプレートを用いたスクリーニング」を導入し、処方適正化アプローチを実施。

<平成30年度>

6つの協力医療機関（一般病床）に新規入院した65歳以上の患者を対象に実施。

<令和元年度>

入院期間が長い8つの協力医療機関（回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟）に新規入院した65歳以上の患者を対象に実施。

<令和3年度>

- ・上記医療機関で実施した持参薬評価テンプレートの事例から、優良事例の取りまとめを行い、医療機関向けの研修会などを通じて、周知啓発（10月31日開催、参加者計116名）。
- ・常勤医師が配置されていない特別養護老人ホーム等から3つのモデル施設を選定し、東大病院のテンプレートを用いた処方適正化の優良事例収集事業を実施。

福岡県における取組(患者啓発事業)

医薬品の適正使用には患者とその家族の理解と協力、医療関係者からの丁寧な説明と情報提供が必要不可欠であるため、ポリファーマシーに関する啓発を実施。

<令和元年度>

・お薬手帳及びポリファーマシーに関する啓発事業

薬剤師が、来局した65歳以上の患者に対し、服薬指導時等にお薬手帳及びポリファーマシーに関する質問をし、それに基づいた啓発活動を実施。

・啓発用チラシ(右参照)、シール

一定数以上の医薬品を処方されている65歳以上の患者の来局時に、ポリファーマシーに関する説明を行うための啓発チラシ及びお薬手帳に貼付してもらうことで意識付けを行うシールを作成し、薬局へ配布。

※ チラシは県HPからダウンロード可能(→)



<平成30～令和3年度>

・お薬手帳の活用促進事業

服薬情報の一元化を図り、お薬手帳の正しい活用を促進するため、75歳以上の重複服薬者に対して、お薬手帳ホルダー一等を送付し、その効果を解析(令和3年度は解析のみ)。

<令和2年度>

・市町村の保健事業への支援として啓発チラシを提供。

<令和2～4年度>

・「薬と健康の週間」を中心に県薬剤師会がSNS等を通じて県民へ啓発。

